佐久市行政改革推進委員会条例

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な市政の実現を推進するため、佐久市行政改革 推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、市の行政改革の推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議する。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 識見を有する者
  - (2) 民間諸団体の代表者
  - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)
- 第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。 (専門部会)
- **第7条** 特定の事項を調査するため、必要に応じ、委員会は、専門部会を置くことができる。 (庶務)
- 第8条 委員会の庶務は、企画部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。 附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。